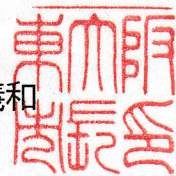


(資料 6)

令和2年11月25日
東大阪魅国第1083号

日本軍「慰安婦」問題・関西ネットワーク
ご担当者様

東大阪市長 野田 義和



本市から令和2年11月4日付でミッテ区長へ送付しました、ベルリン市ミッテ区における従軍慰安婦像設置にかかる書簡に関していただきました質問について以下のとおり回答いたします。

市では、従軍慰安婦問題については、国家間の問題であり日本政府として対応すべきものと考えております。今回ミッテ区に設置された従軍慰安婦に係る少女像に関しましては、ミッテ区が像の設置許可の取り消し、撤去命令を保留されており、本市としては今後も引き続き、その動向を注視してまいります。

また、人権はすべての人が幸せに暮らすため、生まれながらに持っている基本的な権利であり、生活をする上で最も尊重される権利であると認識しております。女性の人権が守られる社会は、本市が進める住みよいまちづくりを実現するに当たって当然必要不可欠なものであります。

従いまして、本市といたしまして、書簡の内容は、姉妹都市として、今後も友好関係を求めているものであります。以上でございます。